

第2部 豊かな環境の保全及び創造に 関して講じた施策

第1章 基本的施策

第1節 環境行政の総合的・計画的推進

第1 環境基本条例の施行推進

1 環境基本条例の制定

大阪では、かつて高度経済成長とともに産業型公害が深刻化していく中で、府公害防止条例等に基づく規制や総量規制の実施など、先駆的な公害対策を推進してきた結果、工場・事業所を発生源とする大気汚染や水質汚濁などについては、一時期の危機的な状況を克服し、一定の改善をみてきた。

しかしながら、今日では、都市構造が過密化し、大量生産や大量消費を基調とする社会経済活動や生活様式が定着する中で、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁、廃棄物問題などのいわゆる都市・生活型公害への対応が重要な課題となっている。また、人間の活動がもたらす環境への負荷の集積は、自然の復元能力を超えるまで大きくなり、地域の環境を損うにとどまらず、地球温暖化やオゾン層の破壊などのように、人類の生存基盤である地球環境に取り返しのつかない影響を及ぼしつつある。このような問題に対処していくためには、社会経済活動や生活様式のあり方まで踏み込んで、行政はもとより、事業者や府民一人ひとりが足もとから取組を進めていくことが必要となっている。さらに、うるおいのある水辺や豊かなみどり、地域の個性を生かした景観の形成など、より質の高い快適な環境を求める府民の声に応えることも重要な課題である。

このように多様化する環境をめぐる社会的状況を踏まえ、また、平成5年11月の「環境基本法」制定などを受けて、平成6年3月23日、環境行政の新たな枠組みとなる「大阪府環境基本条例」を制定した。同条例は、“人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造”を目指し、生活環境、自然環境、都市環境（歴史的文化的環境を含む）及び地球環境について、環境施策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針等を定めたものであり、これに基づき各種施策を推進している。

2 環境行政推進会議の設置及び運営

環境基本条例に基づき、庁内関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、知事を議長、副知事を副議長、関係部局長等19名を委員とする「大阪府環境行政推進会議」を平成6年5月24日に設置した。平成6年度の開催状況は2-1表のとおりである。

3 豊かな環境づくり大阪府民会議の設置及び運営

環境基本条例に基づき、市町村、事業者、府民及び民間団体等との協働により、豊かな環境の保全と創造に関する施策を積極的に推進するため、「豊かな環境づくり大阪府民会議」を平成6年11月10日に設立した。会長には大阪府知事、顧問には大阪市長が就任し、平成7年3月31日現在、行政、学識経験者、府

民団体、事業者団体、関連団体等の代表39名の委員で構成されている。

府民会議では、①豊かな環境の保全と創造に資する啓発活動等の企画・推進、②地球環境保全行動指針の策定及び実践行動の企画・推進を行うこととしており、平成6年度は、当面の活動として地球環境保全行動指針の策定に向けて検討を行った。開催状況は2-2表のとおりである。

2-1表 大阪府環境行政推進会議の開催状況 (平成6年度)

開催年月日	議 題
平6. 5. 24	・「平成6年度における豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」について ・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」第103条の規定に基づき公害対策審議会の意見を聴くべき事項等について
6. 9. 13	・「大阪府自然環境保全条例」の改正について ・「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の改正について ・「平成5年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」について
7. 1. 24	・環境基本条例第9条に基づく「環境総合計画」の環境審議会への諮問について ・環境基本条例第12条に基づく「環境総括責任者」の庁内設置について

2-2表 豊かな環境づくり大阪府民会議の開催状況 (平成6年度)

開催年月日	議 題
平6. 11. 10	・「豊かな環境づくり大阪府民会議規約」について ・議長の選出等について ・各団体の活動紹介等について ・今後の活動方針等について
7. 2. 3	・地球環境保全行動指針素案について

4 環境総合計画の検討

環境基本条例第9条では、豊かな環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱などを掲げた環境総合計画を策定しなければならないと規定している。

府においては、平成3年に新環境総合計画（NEW STEP 21）を策定し、環境施策の総合的な推進に努めているところであるが、計画策定以降のアジェンダ21の採択などの地球環境保全に関する世界的な取組や、国内における自動車NO_x法の施行、環境基本計画の策定などの環境についての新たな取組の進展状況を踏まえ、NEW STEP21を見直し、計画の策定に向けた検討を行った。

平成7年2月1日には、本計画策定に当たって、長期的な目標についての考え方や施策の展開についての考え方など基本的な事項について、大阪府環境審議会（会長：矢吹萬壽大阪府立大学名誉教授）に諮問を行い、審議会では環境総合計画専門委員会を設置し、審議を進めた。

また、環境総合計画策定の際の基礎資料を得るため、国及び地方公共団体の環境計画や関連諸計画の事例等についての調査を行った。

5 環境総括責任者の設置促進

環境基本条例に基づき、事業活動に環境配慮を浸透させる環境総括責任者の設置を促進するため、企業向け啓発冊子「環境にやさしい企業市民に向けて～環境総括責任者のしおり～」等を作成し、事業者団体等を通じて配布することにより設置促進を図った。

また、府自らも事業者であることから環境に配慮した事業の推進及び展開を図るため、庁内の全部局に環境総括責任者を設置（平成7年3月）した。

第2 生活環境の保全等に関する条例の施行

環境基本条例の理念にのっとり、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害の防止に関する規制の措置、生活環境の保全に関して推進する施策などを定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成6年3月23日に制定し、同年11月1日から施行した。

併せて、公害対策審議会からの答申をもとに、条例に規定する届出施設や規制基準等の事項を定める「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」を制定し、条例と同時に施行した。

第3 自然環境保全条例の改正

環境基本条例の理念のもとに、「大阪府自然環境保全条例」を平成6年10月26日に改正した。

同条例では、府、市町村、事業者、府民のそれぞれの役割について規定するとともに、多様性のある豊かな緑の創出や、野生動植物の生息等への配慮等について、新たな施策の方向を打ち出した。

また、自然環境教育、府民の自主的活動の促進、国際協力に資する調査研究などを盛り込んだ。

第4 新環境総合計画の推進

府は、昭和48年に策定した「大阪府環境管理計画（BIG PLAN）」、昭和57年に策定した「大阪府環境総合計画（STEP 21）」に基づき環境施策の総合的推進に努めてきたが、自動車公害や廃棄物問題などの都市・生活型公害や地球環境問題などの新たな課題に対応するため、2025年を見通しつつ、2001年度（平成13年度）を目標年度とする「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）」を平成3年9月に策定し、平成6年度においても各種施策の推進に努めた。

第5 公害防止計画の推進

平成5年3月に内閣総理大臣の承認を受け、大阪府域（豊能郡豊能町、能勢町、南河内郡太子町、河南町、千早赤阪村を除く）を対象として策定した第5次大阪地域公害防止計画（目標年度：平成8年度）に基づき、同計画の主要課題である、①都市地域における大気汚染対策、②交通公害対策、③都市内河川の水質汚濁対策並びに④大阪湾の水質汚濁対策を中心に、諸施策の推進に努めた。

また、地方公共団体等が講じる公害対策事業及び公害関連事業、並びに民間事業者が講じる措置について、平成5年度末時点での進捗状況を調査した（2-3表）。

2-3表 大阪地域公害防止計画（第5次）進捗状況

（単位：億円）

事業名		計画事業費 (A)	実績事業費 (平成5年度末累計)(B)	進捗率(%) (B)/(A)
公策 害事 対業	特例負担適用	7,264	2,942	40.5
	特例負担非適用	5,175	4,422	85.4
	小計	12,439	7,364	59.2
公害関連事業		5,288	3,031	57.3
民間事業者が講じる措置		430	381	88.6
合計		18,157	10,776	59.3